

新型コロナウイルス感染症予防対策下での学生生活

沼津工業高等専門学校

R2. 6.19 Ver.1

R2. 7. 7 Ver.2

I. 家庭や下宿先での体調管理について

- (1) 学生は毎朝体温を測定し、健康記録表に健康状態と一緒に記録する。登校以外の外出も、健康記録表に記録する。健康記録表はいつでも提出できるように保管する。
- (2) 発熱や風邪の症状がある場合は登校せず、教務係に連絡する。受診する場合は最寄りの帰国者・接触者相談センターに相談する
- (3) 身近な人に感染の疑いがある場合も教務係に連絡し、自宅や下宿先で遠隔授業を受ける。
- (4) 免疫力を低下させないように、規則正しい生活と栄養バランスのよい食事を心がけ、十分な睡眠時間（7時間以上が望ましい）を確保する。

II. 通学について

- (1) 可能な範囲で、公共交通機関をなるべく使用しない通学方法を検討する。保護者による送迎も可能である。
- (2) 通学中もマスクの使用が好ましい。ただし熱中症の危険があるため、気候や自身の体調を考慮して着用を判断する。
- (3) 下校時は不必要な寄り道はせずに速やかに帰宅する。

III. 学内での生活について

- (1) 石けんを用いてこまめに手のひらだけでなく、手の甲、指の間、爪の先、手首をよく洗う。
- (2) トイレは密にならないように利用する。定員以上の場合は廊下も利用して1 m以上の距離をとりながら待つ。また洋式トイレで水を流す際には、水の飛散を防ぐためにふたをしてから流す。
- (3) 他の通行者と接触しないように廊下は右側通行で利用する。不特定者からの接触感染を防ぐため、他の教室へは入らない。
- (4) 大声での挨拶は控える。会釈程度が望ましい。
- (5) 使用済みティッシュなどからの感染を防ぐために、分散登校の間はゴミを入れるビニール袋などを持参し、ゴミは持ち帰る。教室においてあるゴミ箱は使用しない。ただし実験、実習科目においては授業担当教員の指示に従う。
- (6) 3密の状態とボタン類の接触を避けるため、エレベーターの使用については身体的に問題がない場合や重い荷物がない場合には控える。
- (7) 校内においてもマスクの着用を原則し、予備のマスクも一つ用意する。ただしマスク着用時は熱中症を起こしやすいため、気候や自分の体調にあわせて判断する。マスクを着用しない時は、近距離で話さないようにする。
- (8) 低学年講義棟廊下や図書館1階などに設置されている長いすは、間隔を空けて利用す

る。長いすにはソーシャルディスタンスを呼びかける札を置く。尚友会館 1 階や学習サポートセンターに置いてある椅子は、数を減らす。尚友会館 1 階に設置されている就職関係の資料が置かれているラウンジは密閉環境になりやすいため施錠してある。使用する場合は学生係に申し出る。

- (9) 学生課の窓口には、飛沫感染防止用の透明シートが設置されている。窓口を他の学生が利用している場合は示されている経路やマークに従い、間隔を空けて順番を待つ。
- (10) 授業終了後、学生は速やかに下校する。当面の間、9・10 時間目に授業のない学生の最終下校時間を 17 時とする。
- (11) 学内外の課外活動は感染防止の観点から見合わせている。Teams を利用した活動を推奨する。

IV. 昼食について

- (1) 食事の前に、石けんを用いた手洗いを入念におこなう。
- (2) 学生食堂については、座席を通常時の約半分に減らし、対面にならない配置にしてある。昼休みを通常時よりも 40 分延長しているため、混雑している場合は空いてから利用する。食券の購入にあたっては密にならないように示されている印に従い、間隔を空けて順番を待つ。出入り口についても指示されている経路に従う。
- (3) 教室で弁当などを食べる場合は、机の配置を変えずに自分の席で前を向いて食べる。食べ残しは持ち帰る。
- (4) 昼食時の会話はなるべく控える。

V. 図書館の利用について

- (1) 平日 8:30～16:00 に、使用できる座席の数を制限した状態で開館する。学生証を用いて入館者を記録する。密な状態を防ぐため 1 回の使用は 30 分以内とする。
- (2) 書架でのブラウジング利用前後に手指の消毒を行う。手に取った図書等は書架に戻さず、指定したブックトラックへ戻す。返却された図書等については、72 時間の隔離期間を設ける。
- (3) 館内設置のパソコンは、蔵書検索用端末の使用のみとする。
- (4) 職員が午前、午後、閉館後にそれぞれ消毒作業を行う。

VI. 学生が学校で体調不良になった場合の対応

学生は、教室などに設置されている内線電話を用いて、保健室（内線 5729）に連絡し、指示に従う。

学生に風邪のような症状が見られる場合は、保健室は学生から保護者に迎えに来るように連絡をさせた上で、待機室（学生共用室 1、学生共用室 2、学生生活支援室など）

に行くように指示する。学生は原則、保護者の迎えによって下校する。ただし保護者の了解が得られた場合や、保護者に連絡がつかない場合は、学生一人での下校を許可する場合がある。

待機室には Web カメラ、体温計など必要な設備や物品を備える。また学生の使用後はアルコールを用いた消毒を行い、次の利用に備える。

VII. 分割登校期間中の登校対象でない学生の登校について

- (1) 学内での感染リスクを極力抑えるため、登校対象でない学生の登校は禁止する。ただし必要な要件については、教職員の指示によって登校することができる。詳しくは別に定める。
- (2) 登校時と下校時には必ず学生係で手続きを行い、17 時までには下校する。
- (3) 発熱や風邪の症状がある場合は登校してはいけない。

VIII. 家庭や下宿先での生活について

- (1) アルバイトは、修学に不可欠な経済的な理由がある場合のみ認める。
- (2) 密の状態を避けるため、自宅や下宿に多人数(1 m 以上の距離を確保できない人数)で集まることを避ける。
- (3) 外出については、居住地域の警戒レベルに応じた実施方針に従う。静岡県では毎週金曜日に警戒レベルが発表され、web ページで公開される。
(<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-keikailevel.html>)

IX. 学生の個々の事情に配慮した対応について

- (1) 分割登校が始まる前に全学生を対象にしたアンケートを実施し、登校や遠隔授業の継続に不安がある学生に対しては担任または学生生活支援室が対応する。
- (2) 一年生については担任が学生全員と個別面談（登校対象でない学生については遠隔での個別面談を含む）を行う。登校対象学生については登校してから一週間以内を目処に個別面談を終える。
- (3) 二年生以上についても登校対象学生については担任による個別面談を、登校してから一週間以内を目処に行う。登校対象でない学生に対しても、必要に応じて個別面談（遠隔での個別面談を含む）を行う。
- (4) 学生は教員に電話、メール、Teams のチャットなどを用いて、平日 8:30～17:00 であればいつでも相談できる。教員は学生からの相談を受けたら親身に対応し、必要に応じて学生生活支援室（カウンセラー、ソーシャルワーカー、精神科医などの専門スタッフ含む）とも連携する。
- (5) 学校以外に相談したい学生のために、KOSEN 健康相談室への電話相談についても学生

に周知する。

KOSEN 健康相談室 0800-000-2228 (24 時間・無料)

- (6) 登校できない学生, 感染リスクの高い地域など, 学生を取り巻く状況が個々それぞれ異なることを鑑み, それらによる偏見が教職員はもちろん学生間でも生じないように十分に配慮する。
- (7) 経済的な問題については, ソーシャルワーカーに相談できる体制を整える。家計急変への支援や奨学金については本校 Web ページで案内する。